

議案第 85 号

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 12 月 3 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

道路占用料の単価を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市道路占用料徴収条例(昭和 33 年羽曳野市条例第 100 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,400 円

」を

「

3,500 円

」に、

「

83 円

」を

「

84 円

」に、

「

830 円

」を

「

840 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市道路占用料徴収条例 新旧対照表

新				旧						
別表(第2条関係) 道路占用料金表				別表(第2条関係) 道路占用料金表						
占用物件		単位	金額	占用物件		単位	金額			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	電柱	1本につき 1年	3,500円	電柱	電柱	1本につき 1年	3,400円		
		支柱		3,500円		支柱		3,500円		
		支線柱		1,600円		支線柱		1,600円		
		支線		680円		支線		680円		
	電話柱	電話柱		2,000円	電話柱	電話柱		2,000円		
		支柱		2,800円		支柱		2,800円		
		支線柱		1,500円		支線柱		1,500円		
		支線		680円		支線		680円		
	その他の柱類				200円	その他の柱類			200円	
	省略					省略				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき 1年	84円	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき 1年	83円		
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの			120円	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの			120円		
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの			180円	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの			180円		
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			240円	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			240円		
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			360円	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			360円		
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			480円	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			480円		
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			840円	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			830円		
外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,200円	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,200円					

	外径が 1.00 メートル以上のもの	2,400 円		外径が 1.00 メートル以上のもの	2,400 円
	省略			省略	
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		